

2020年5月26日

学生の皆さん

立命館大学 学生部

新型コロナウイルス感染拡大を受けた課外自主活動の自粛について  
(2020年5月26日更新)

政府による、新型コロナウイルス感染症拡大にかかる「緊急事態宣言」について、5月21日に大阪府、兵庫県、京都府解除が決定されました。

これを受け、立命館大学では「政府による「緊急事態宣言」の解除を受けた立命館大学における対応について」(2020年5月25日)のとおり、「新型コロナウイルス感染拡大に対する立命館大学の行動指針(BCP)」活動制限レベルが「レベル3」に相当すると判断しています。

これは、新型コロナウイルス感染症については、まだ収束が見通せず、今後も継続して学生の皆さんの安全を確保し、感染拡大防止に努めていく必要があることから、原則として、許可された活動・施設利用以外では入構できないというものです。(すべてのキャンパスの入構を控えていただきます。)

学生のみなさんにはご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

これに伴い、5月31日までは、原則、課外自主活動についての自粛の要請(「新型コロナウイルス感染拡大を受けた課外自主活動の自粛について(2020年5月17日更新)」)を継続しますが、6月1日より顧問・部長等からの推薦や学生部(学生オフィス、スポーツ強化オフィス)との面談を踏まえ「感染および感染拡大防止の取り組みが十分に実施できる」と認められた団体に限り、規模や内容を制限した上で一部の活動を認める(限定的な活動再開)こととします。

限定的な再開が認められない団体については、引き続き課外自主活動の自粛を要請します。

あくまでも、今回は**限定的な活動再開**を認めるものです。一律に所属(学友会公認団体等)・支援の単位(助成金の受給)等や一定の基準等で一斉に判断をするものではありません。この面談の中では、学生の皆さんの安全を確保するという観点から、以下の点を十分に行える見込みがあるか、それを部員全員で実行することができるかどうか、を確認します。

感染拡大防止に向けて、立命館大学生としての自覚を踏まえ、どのように工夫ができるかなど、活動再開に向けて団体内で十分な検討をすすめてください。検討は、部長・主将・主務等の執行部の学生だけでなく部員全員で理解し実行できるようにし、顧問・部長や学生部との相談に先立って行ってください。

この検討にあたり、学生部長からのメッセージ(manaba+R等で課外自主活動団体執行部に配信)をよく読んで理解した上で部内での検討に入ってください。

<限定的な活動再開に向けて学生部が各団体と確認をする点>

- ①部員の体調を一定期間継続的に把握し、体調の悪化や不良がある部員を速やかに発見し活動に参加させない等の対処ができること

- ②この状況下で活動をするを大学が認めることの趣旨を理解し、人数・活動場所・時間・形態等を一定程度制限し、活動をするということが説明をできること
- ③部長・顧問・指導者等との連携を十分にとることができ、かつ部内での指揮命令系統が明確であること（有事に活動を休止するなど、迅速に対応できる体制が整っていること）
- ④緊急事態宣言解除後についても、感染拡大防止の観点から、原則、県境を越えて移動することが活動の前提とはならないこと
  - \*当面は、府県を跨いだ移動を前提とした活動は認めない。
- ⑤学外の施設を利用する必要がある場合は、その施設の利用方針も遵守すること
- ⑥また、これらのことを継続して実施できるよう、各団体の特性を踏まえた「感染対策」を作成し提出をすることを求めます。

また、この**限定的な活動再開**に向けて、「認められる」または「認められない」活動条件を以下のとおり例示します。予めご確認をお願いします。

<認められる（例）> \*以下の条件をクリアすれば認められるというものではありません。

（大学の施設等を利用するケース）

※授業時間を配慮（例：16時以降とする、など）し、かつ同一活動時間に参加する学生を一定制限する（各団体所属者からさらに少人数単位のグループを設定し、グループ単位での活動にする）などの工夫をすることを前提に、以下の活動となるような場合。

○競技・活動レベルの維持・向上のため、指導者等から段階的な活動再開に向けた指導を仰ぎながらの個人またはパート単位等の少人数での活動のうち、大学内の設備等を使用しないとできない活動。

○大会・展示会等の発表に向けて、製作が必要なもののうち、大学内の設備等を利用しなければならない活動。

（大学外の施設等を利用するケース）

※3密（密閉、密集、密接）を徹底的に回避すること、当該施設の利用ルール等を遵守することを前提に個別対応・判断をします。

<認められない（例）>

○感染拡大防止に向け、団体としての責任を持った対応や工夫がされていないと判断される活動。

○キャンパスで対面でなくてもオンラインで開催が可能な活動。（例：団体内の総会やミーティング等、教室を利用した活動）

○不特定多数の学生の参加が条件となるような活動。（例：不特定多数の新生が参加する勧誘を目的とした体験会などの活動）

○その他、キャンパスの施設・設備や特別な施設・設備等がなくともオンラインで代替が可能と判断される活動。

○以下記載のような「式典・行事・イベント等」の活動。

加えて、本学は「新型コロナウイルス感染拡大に伴う式典・行事・イベント等に関する対応方針」を4月15日に更新し、5月2日までとしていた対象期間を、7月末まで延長しました。

課外自主活動団体においても、以下については、7月末までの中止または延期を要請します。

- ・人が集まる式典・行事・イベント等のうち、不要不急のもの
- ・飲食を伴う懇親会・交流会、様々な人がモノに触れることを前提としたイベントなど、接触感染や飛沫感染のリスクの高い行事
- ・宿泊を伴う合宿形式のイベント等

活動再開に向けては、**①以下記載の「事前相談フォーム」への必要事項の記入と学生部への提出、②学生部からの各団体への面談（オンライン、TEL等）、が必須**となります。この面談を踏まえ、個別に限定的な活動再開についての判断をします。学内の施設利用の可否については、この面談を踏まえ、後日各団体にお伝えをします。

なお、キャンパス間シャトルバスの運行は引き続き停止します。

この判断は、今後の感染拡大の状況を踏まえ、対応方針等を変更することがありますが、当面6月1日からの2週間を期間の目処としています。以降の判断については、今後の状況を踏まえ改めて通知することとします。

学生の皆さんには負担を強いる時期が続きますが、こうした状況を終息させるためには、一人ひとりの自覚と責任ある行動が求められます。

慎重な行動を心がけて感染拡大の防止に務め、クラスター（集団感染）を発生させないために「密閉」「密集」「密接」の3条件を徹底して回避することを強く求めます。

#### 〈活動を限定的に再開するに向けて〉

##### 1. 趣旨・基本的考え方

- 立命館大学では、課外自主活動について、立命館憲章や学生育成目標の達成に向けて、学生の学ぶ機会として重要な位置付けにあります。
- しかし、この新型コロナウイルスの影響により、例年のような活動ができる状況になく、かつこの感染拡大防止の観点から政府・自治体等の判断・要請を踏まえ、立命館大学生についても課外自主活動等の自粛を求めてきています。
- 他方、新型コロナウイルス感染状況を前提とした、政府・自治体の判断や要請を踏まえ、今回は「3つの密」を避ける行動を徹底して回避することを前提に、課外自主活動等の自粛を段階的に解除していくものです。

##### 2. 相談の方法など ※5月26日より受付開始

- 活動を再開するに向けた状況や背景等を確認させていただきます。
- 以下の「事前相談フォーム」(WEB)に必要事項を記入の上、大学(学生部)からの返信を待ってください。(概ね3授業日以内には学生部からご連絡をし、ヒアリング等を開始させていただきます。)

- この相談に向けては、「顧問・部長等」の事前確認も必要となります。  
○活動を再開できるかどうかは、この相談の中で各団体に個別お伝えをします。

■事前相談フォーム（WEB）

<https://cw.ritsumei.ac.jp/campusweb/SVA20D0.html?key=SUR20200525124845605719089>



以 上

<お問合せ・団体での感染の疑い等発生した場合の相談など連絡先>

衣笠学生オフィス 075-465-8167

BKC 学生オフィス 077-561-3917

OIC 学生オフィス 072-665-2130

スポーツ強化オフィス 077-561-3977

※平日 9:00～17:30 開室

※開室時以外はキャンパスインフォメーション・管理室

（衣笠：075-465-8144、BKC：077-561-2621、OIC：072-665-2020）

にご連絡ください